

給水装置工事設計施工マニュアル主な校正箇所 H25 年度版→R7.5.1

ページ	現 行	見 直 し 後	備 考
2 1.1.3 の 1.	また、分譲地等で配水管から分岐して給水管を布設し、宅地内で止水栓止めする場合も新設工事となり加入金が必要となる。	また、分譲地等で配水管から分岐して給水管を布設し、宅地内で止水栓止めする場合や、「取〇〇〇」のような、取出し有り権利無しの場合は、新設工事となり加入金が必要となる。	
4 2.	給水区域内であって配水管が布設されていない区域からの給水申込みについては、都城市配水管未布設区間区域の配水管布設申込みに関する要綱（平成 17 年度都城市水道局告示第 4 号）による。	給水区域内であって配水管が布設されていない区域からの給水申込みについては、都城市配水管未布設区間区域の配水管布設申込みに関する要綱（平成 29 年度都城市上下水道局告示第 8 号）による。	
45 4.2.1	止水栓は敷地内配管延長 5m 以内の安全でなるべく道路に近い場所に設置する。	止水栓は敷地内配管延長 5m 以内の安全でなるべく道路に近い場所に設置する。やむを得ず、敷地内配管延長 5m 以上の場所に設置する場合は、5m 以内の場所に第 1 バルブを設置すること。また、第 1 バルブ以降は施主の責任で維持管理し、誓約書を提出すること。	
49 4.4.1(9)	分譲地取出しやアパート・マンション等で、取出口径 40mm 以上又は、それ以外でも末端メーターまでの距離 30m 以上のものは、末端に同口径のドレンを設置し、防虫網を設置するものとする。	分譲地取出しやアパート・マンション等で、取出口径 40mm 以上又は、それ以外でも末端メーターまでの距離が配水管分岐位置から 30m 以上のものは、末端に同口径のドレンを設置し、防虫網を設置するものとする。	再修正あり
51 表 4.2 2	75mm 以上 50mm、40mm 青銅製仕切弁	仕切弁（20mm～）水道用ソフトシール仕切弁	

	仕切弁（20mm、25mm） 青銅製仕切弁		
51 表 4.2 3	止水栓用	仕切弁用	
69 6.2.2	申し込み書類の審査を受け、承認を得たものは工事を着手することができる。	申し込み書類の審査を受け、承認通知確認後工事を着手することができる。	
69 6.2.5	竣工届の提出後、主任技術者立会の上、局が指定した日時に検査を行う。竣工検査は次の各号に掲げる事項について行う。ただし市長がその必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。	竣工届の提出後、主任技術者立会の上、局が指定した日時に検査を行い、検査日時等を事前に施主に連絡しておくこと。竣工検査は次の各号に掲げる事項について行う。ただし市長がその必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。	
	水道局	上下水道局	
	平成	※削除	
101 8.5	(第 2 章 2.2.5 給水管の口径 2.26 口径の決定を参照のこと)	(第 2 章 2.2.5 給水管の口径 2.2.6 口径の決定を参照のこと)	
114 9.4 9.6	水道法施工令（昭和 3 2 年政令第 336 号）第 4 条に	水道法施工令（昭和 3 2 年政令第 336 号）第 6 条に	
45P 4.2.1	止水栓は、敷地内配管延長 5 m 以内の安全でなるべく道路に近い位置に設置する。	メーターの設置場所は、原則として、建物外の見やすい場所であって、敷地内配管延長上の 5 メートル以内又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置とする。	

49P 4.4.1(9)	分譲地取出しやアパート・マンション等で、取出口径 40mm 以上、又はそれ以外でも末端メーターまでの距離が配水管分岐位置から 30m 以上のものは、末端に同口径のドレンを設置し、吐水口から採水可能な状態にし、防虫網を設置するものとする。 なお、開発行為等で水道施設が都城市に帰属する場合は、上下水道局発注の小口径配水管布設に準じてドレンを設置すること。また管口径が 25 mm の場合は保温巻きをして施工すること。	分譲地取出しやアパート・マンション等で、取出口径 40mm 以上のものは、末端にドレンを設置すること。また、それ以外でも、維持管理上、ドレンの設置が必要と判断された場合は、上下水道局の指示に従い、ドレンを設置するものとする。 吐水口は、採水可能な状態にし、末端部分にキャップを設置すること。また、排水マス等に接続する場合は、防虫網を設置すること。 なお、開発行為等で水道施設が都城市に帰属する場合は、上下水道局発注の小口径配水管布設に準じてドレンを設置すること。また管口径が 25 mm の場合は保温巻きをして施工すること。	再修正
71P 6.3.5 図-6.1	表中 「鉛管 LP」 「ライニング鉛管 PbTW」 「石綿セメント管 ACP」	表中 「削除」 「削除」 「削除」	
26P 表-2.14	表中 「大管 50－小管 40 2.05」	表中 「大管 50－小管 40 1.74」	R7.4.15
19P 2.2.4	なお、3 階建て直結給水の場合は資料 1「都城市 3 階までの建築物における直結給水のための給水装置の構造・設計施工等に関する基準」の設計水压とする。	なお、3 階建て直結給水の場合は第 10 章「都城市 3 階までの建築物における直結給水のための給水装置の構造・設計施工等に関する基準」の 10.7 の設計水压とする。	R7.5.1
	様式簡素化、押印見直し等による様式変更		R7.5.1

以上			